



平成 27 年 3 月 9 日

各位

会社名 株式会社 SmartEbook.com
代表者名 代表取締役社長 假屋 勝
(JASDAQ・コード 2330)
問合せ先 取締役管理本部長 飯田 潔
TEL 03-6262-1056

第三者割当てにより発行される第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第 6 回新株予約権の募集に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 3 月 9 日開催の取締役会において、以下のとおり、第三者割当て（以下「本第三者割当て」といいます。）の方法により発行される第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本転換社債型新株予約権」といいます。）及び第 6 回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の募集を行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。

1. 募集の概要

(1) 第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債

| | |
|-------------------------|---|
| (1) 払込期日 | 平成 27 年 3 月 25 日 |
| (2) 新株予約権の総数 | 6 個 |
| (3) 社債及び新株予約権の発行 価額 | 各社債の発行価額は 100,000,000 円 (額面 100 円につき金 100 円) 本転換社債型新株予約権の発行価額は無償 |
| (4) 当該発行による潜在株式数 | 2,238,805 株 |
| (5) 資金調達額 | 600,000,000 円 |
| (6) 転換価額 | 268 円 |
| (7) 募集又は割当方法 (割当予定先) | 第三者割当ての方法により、次の者に割り当てます。 J トラストベンチャーキャピタル合同会社：600,000,000 円 |
| (8) 利率 | 年 5.0% |
| (9) その他 | (i) 転換価額及び対象株式数の固定 本新株予約権付社債は、転換価額固定型であり、価格修正条項付きの いわゆる MSCB や MS ワラントとは異なるものであります。 |

| | |
|--|--|
| | <p>(ii) 譲渡制限 本新株予約権付社債の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとされています。</p> <p>(iii) その他 上記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。</p> |
|--|--|

(2) 第6回新株予約権

| | |
|--------------------------|---|
| (1) 割当日 | 平成27年3月25日 |
| (2) 新株予約権の総数 | 18,000 個 (新株予約権 1 個当たり 100 株) |
| (3) 発行価額 | 総額 14,040,000 円 (新株予約権 1 個当たり 780 円) |
| (4) 当該発行による潜在株式数 | 1,800,000 株 |
| (5) 資金調達の内訳 | <p>410,040,000 円</p> <p>(内訳)</p> <p>新株予約権発行分 14,040,000 円</p> <p>新株予約権行使分 396,000,000 円</p> |
| (6) 行使価額 | 220 円 |
| (7) 募集又は割当て方法 (割当予定先) | <p>第三者割当ての方法により、次の者に割り当てます。</p> <p>Jトラストベンチャーキャピタル合同会社：18,000 個</p> |
| (8) その他 | <p>(i) 行使価額及び対象株式数の固定 本新株予約権は、行使価額固定型であり、価格修正条項付きのいわゆるMSCB や MS ワラントとは異なるものであります。</p> <p>(ii) 本新株予約権の行使指示 当社と割当予定先との間で締結する予定の新株予約権割当契約において、行使可能期間中の 10 連続取引日 (終値のない日が当該期間内にあった場合は、当該日を除いた 10 連続取引日) のいずれの日においても、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が 268 円を上回った場合、当社は、行使すべき本新株予約権の数 (行使指示できる予約権の数には特に制限等はありません。) を指定したうえで、当社の指定する様式の書面を本新株予約権者に提出することにより、本新株予約権を行使すべき旨を指示 (以下「行使指示」という) することができ、本新株予約権者は、行使指示が行われた日から 10 取引日以内に、行使指示に従って、行使指示において指定された数の本新株予約権を行使しなければならない旨が定められる予定です。</p> <p>(iii) 本新株予約権の行使期間内に、株価が行使価格を下回って推移し</p> |

| | |
|--|--|
| | <p>行使が行われない場合、及び株価が行使価格を上回るものの行使が行われない場合であってかつ当社が行使指示を行うことができる条件を満たさないときは、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少します。</p> <p>(iv) 譲渡制限 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとされています。</p> <p>(v) その他 上記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。</p> |
|--|--|

2. 募集の目的及び理由

【資金調達の目的及び理由】

〈当社グループのこれまでの状況〉

近年、モバイル通信のブロードバンド化により、スマートフォンが急速に普及し、フィーチャーフォンは成熟期から衰退期へ向かう中、当社グループは、今後コンテンツプロバイダーの収益構造が大幅に転換される事を想定し、平成 21 年 12 月期より、大きな成長が見込まれる「電子書籍」「スマートフォン」に特化すべく、電子書籍以外の事業及び資産の資金化を行い、グローバルでの電子書籍ビジネスに投資を集中し、事業環境を整備、収益確保に向けた基盤構築に取り組んでまいりました。その中で、他社との差別化を図るため、B 2 B 向けプラットフォームとして、人気タイトル、ローカルコンテンツを含む、新たに獲得したグローバルライセンスの権利許諾を得た電子書籍を、より効率的に配信するための配信管理システムの開発を行い、成長過程にあるスマートフォンや電子書籍市場での B 2 B ビジネスに特化するとともに、アジアを中心とする各国キャリアや SNS サイトへ B 2 B 向けプラットフォームを提供してまいりました。

しかしながらアジアを中心とした新興国市場における収益への寄与は少なく、平成 22 年 12 月期以来継続して営業損失並びに当期純損失を計上したことから、平成 25 年 12 月期より継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

これらの事象を解消すべく、平成 26 年 12 月期に、主力事業である電子書籍事業（コンテンツ事業）において、不採算となっていた海外事業の完全撤退、国内事業の合理化、それに伴う各種リストラチャリングを実施してまいりました。また、今後の企業価値向上を目指し、平成 26 年 10 月にお知らせいたしましたとおり（平成 26 年 10 月 3 日付「会社分割（新設分割）による持株会社体制への移行に関するお知らせ」）、持株会社と事業会社を分離することにより、新規事業の開始及び M&A による事業拡張を円滑かつ効率的に行えるよう企業再編も実施し、電子書籍事業（コンテンツ事業）のみならず、「フィールドサービス事業」、「通信メディア事業」、「ビジネスソリューション事業」の 4 つのセグメントからなる事業ポートフォリオを構築し、業容の拡大、事業リスクの分散及び低減を進め、当社の経営戦略を積極的に推進できる体制を整えて参りました。

〈国内の電子書籍事業（コンテンツ事業）を取り巻く環境、当社グループの国内市場における位置づけ〉

そのような中、国内の電子書籍事業（コンテンツ事業）を取り巻く環境としては、2014年度の市場規模は前年度比23.5%増の1,050億円が見込まれており、2017年度には1,910億円と拡大基調が予測されています（矢野経済研究所「2014年版 電子書籍市場の展望と戦略」より抜粋）。今後の成長が期待できる反面、印刷、通信、メーカーなど様々な分野から参入が相次ぎ、電子書籍市場は競争が激化しておりM&Aが積極的に行われるなど各社生き残りをかけ、活発な事業展開を進めております。

当社グループの電子書籍事業（コンテンツ事業）については、平成23年度から約3年間、アジアを中心とした海外新興国市場での展開を主として推進してまいりました。

しかしながら、これらの新興国においてはスマートフォンの普及が始まったばかりの段階であり、電子書籍の普及に至っては先行きが不透明なことから海外事業を継続する限り損失が拡大すると判断し、海外事業からは撤退する方針としました。

当社グループが海外事業から撤退し、国内での事業展開に特化すると判断した平成26年12月期第2四半期末の時点において、上述のとおり国内電子書籍市場には様々な分野からの参入が相次いでおり、当社グループの国内市場での優位性が損なわれている状況です。

〈当社グループの課題〉

競争激化の渦中にある国内市場での再起と成長を確立するためには他社との差別化を図る必要があり、差別化の手法として現状での電子書籍市場において流通していない電子書籍タイトルの獲得と、それらを流通させるための仕組み作りが必要不可欠と判断しております。

また、平成26年12月に100%子会社化した株式会社デジタルリオで行う、発注元（取引先）にIT技術者を派遣して情報システム開発等を行う「フィールドサービス事業」の、今後の業容拡大のためには、慢性的に優秀なIT技術者が不足しており、さらに、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案」いわゆる派遣法改正が見込まれるなか、既存の（登録型）派遣事業者が、競争優位性が見込まれるIT分野により積極的に参入してくることが予想され正社員型派遣を営んでいるソフト会社から優秀なIT技術者の囲い込みや価格競争も想定されることから、現時点において、発注元（取引先）の期待に応えられる優秀なIT技術者の確保が喫緊の課題となっております。

今回の資金調達によって調達した資金は、上記の課題に対応すべく、以下に説明するような事業体制の構築及び管理体制の強化に充当する予定であります。

（1）事業体制の構築

① “漫画” 電子書籍出版・販売プラットフォームの構築

当社グループは、主力事業である電子書籍事業の他社との差別化のため以下の施策を講じてまいります。

〈漫画作品の投稿者側のニーズ〉

日本国内の電子書籍市場においては、その販売量の多くを“漫画”が占めており、今後も漫画が市場を牽引する事と推察され、更なる市場成長が見込まれております。マンガ・アニメに関して、文部科学

省が行う「成長分野等における中核的専門人材養成の戦略的推進事業」の対象となっていることから分かる通り、漫画は、日本が誇る“世界に通用する文化的財産”であり、「クールジャパン」の中核としてもグローバルに発信されるほど、影響力の大きいものとなっております。そのような中、世界中で漫画人口は拡大しており、読み手のみならず「創り手」として自ら漫画作品を執筆する方も多数存在しております。

コミック作家の成長要因に関するアンケート調査によると、「コミック作家はどういった経験をしてプロとなったのか。」の回答に、「編集部への持ち込み」を経験した作家が60%以上で、成長した要因と答えた作家の人数が60%以上と、成長した要因率、経験率がともに、60%以上となっております。「サークル活動」を経験した作家が40%以上で、成長した要因と答えた作家の人数が40%以上と、成長した要因率、経験率がともに、40%以上との結果が出ており（経済産業省「コミック作家のキャリアパスに関するアンケート調査結果について」より）、これらの結果から「編集部への持ち込み」、「サークル活動」を実践することが、コミック作家が成長しプロを目指すうえでの一つの登竜門となっております。

コミック作家育成と謳って投稿サービスを展開するサイトも複数ありますが、おもに広告収入により収益を得るビジネスモデルであり、集客して広告収入を拡大する為に、コミック作家の作品が来店者プレゼントとして扱われております。それゆえ、作品自体の有料販売サービスは殆ど無い状況であり、コミック作家が成長し漫画作品の執筆により収益をあげるためのインフラは十分に整備されていないのが現状です。

〈漫画作品の購入者側のニーズ〉

そのような中、平成26年12月28日から30日までの3日間、東京国際展示場（東京ビッグサイト）にて開催されていた世界最大級の同人即売会（注1）「コミックマーケット87」（注2）の来場者数は、過去最大となる56万人を記録していること（有限会社コミケット アフターレポート参照）を踏まえれば、世間的に無名の「創り手」の作品であったとしても、同作品やその関連グッズ等の購入ニーズは日に日に高まっているものと判断しております。

（注1）日本で行われる同人誌即売会は、漫画・アニメ関連の同人誌を頒布するものが圧倒的に多く、その中でも様々な分野における同人誌即売会が存在し、書籍に限らずソフトウェア、音楽CD、グッズのような立体物なども配布・販売されます。2000年代には10万人以上の参加者を集めるイベントも存在し、数千人程度の規模であれば日本各地でみることができます。一般的な書店でも同人誌コーナーが併設されることは珍しくなくなったこともあわせ、このような文化が埋もれていた存在ではなくなり、表沙汰になったことの象徴ともいえるイベントであります。

（注2）「コミックマーケット」は有限会社コミケットの登録商標であります。

〈当社の戦略と施策〉

そこで当社では、以上の状況を鑑み、創り手が自らの漫画作品を簡単に電子書籍にして投稿及び販売でき、雑誌掲載や単行本化等のチャンスを拡大でき、同時に、購入ニーズを有する読者がこれらの作品を容易に入手することができるような新たなサービスを構築することにより当社の事業拡大や他社と

の差別化を図ることができるかと判断し、次に記載する新サービスを展開することと致しました。

新サービスの概要

(i) コンセプトについて

将来の人気作家を目指す若手漫画家から、趣味で漫画を描いている学生・社会人・主婦等の幅広く様々な方が、自らの作品を発表する事ができる“場所”を提供して行く事を目指します。また、これまでに出版社から出版もしくは電子化されていない（電子書籍市場に流通していない）未発掘であった優良な漫画コンテンツを、より多くの読者へ提供する事とし、将来的にはサービスを多言語化対応し、翻訳した漫画作品をグローバルに発信する等、日本国内のみならず世界へと発信して参ります。

(ii) “漫画” 電子書籍出版・販売プラットフォームについて

当社にて、漫画作品を簡単に電子書籍にして有料販売できる、スマートフォン及びパソコン等向けの、「投稿型電子書籍販売サイト」を新たに開設して運営致します。今後、協力パートナー企業等との提携にて、紙の書籍として印刷製本できる機能等も提供して参ります。

(iii) コンテンツの提供について

当社にて審査を行った上、投稿者との間で作品の権利などに関する契約を締結します。コンテンツは、当社指定のフォーマットを使い、当社の「投稿型電子書籍販売サイト」にて販売いたします。また、販売実績等に応じて分配金（印税）を提供します。

さらに、広告等（バナー等アドネットワーク）のプロモーション活動を実施し、「投稿型電子書籍販売サイト」に集客し一般ユーザー様も簡単な会員登録を行う事で電子書籍の購読が可能となり、幅広いジャンルの中から、自分の好みに合った漫画を見つけて楽しむ事ができます。

(iv) その後の展望について

本サービスでは、購読者の動向及び各作品の閲覧・ダウンロード情報等を収集分析し、人気作品・人気漫画家を選定します。その実績に基づいて、出版社様等に対して人気作品・人気漫画家の紹介も行い、雑誌掲載や単行本化等のチャンスを広げられるような支援にも取り組んでまいります。

②M&A、業務提携の推進

電子書籍事業（コンテンツ事業）においては、今後、他社との差別化によって成長基盤を確立していくために、“漫画” 電子書籍出版・販売プラットフォームにおいて、将来作家を目指す若手漫画家や趣味で漫画を描いている学生・社会人・主婦等、様々な方々が自ら執筆し投稿した漫画作品を販売致します。

そのために、出版及び書籍の編集実績のある会社のノウハウを活用し、人気作家育成および作品のクオリティの向上によるサービスの充実を図ることを目的として書籍や雑誌等の出版および販売等を行う会社とのM&Aまたは業務提携を行ってまいります。さらに、漫画を販売するプラットフォーム運用管理強化のため、スマートフォンサイト企画・運営事業を行う会社とのM&A又は業務提携を行い、販売体制の強化を図ってまいります。

フィールドサービス事業においては、業容拡大のため、優秀なIT技術者を確保する事を目的に、IT系専門学校等との業務提携の模索、または、同業種の会社とのM&Aにて人材を確保してまいります。

上記の施策を早期に実行する為、M&Aを積極的に活用し、販売体制の強化、業容の拡大を図ってま

います。

(2) 管理体制強化

“漫画”電子書籍出版・販売プラットフォームのサービス開始に伴い、広く一般から作品を募るため今後の運用体制としては、営業人員の増加、著作権管理のための人員が増加するほか、M&A、業務提携後の経営の効率化のため、管理体制を強化いたします。

【本第三者割当てを選択した理由】

当社は、本件資金調達を実施するにあたり、各種資金調達方法について慎重に比較検討を進めてまいりました。その結果、Jトラストベンチャーキャピタル合同会社を割当先とする第三者割当てによる転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権の発行を組み合わせた資金調達を行うことが、当社がとりうる資金調達方法の中で最良の選択肢であるとの結論に至りました。

以下は、本件資金調達方法を選択した具体的な検討内容であります。

当社は、平成22年12月期以来、5期にわたって当期純損失を計上しており、また、平成25年12月期より継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、平成26年12月期においては海外事業の完全撤退、国内事業の合理化、それに伴うリストラクチャリングを実施し大幅なコスト削減を実現いたしました。しかしながら、厳しい業績・財務状況が継続しております。

そのため、当社が、事業体制の構築やM&A、業務提携の推進及び当座の運転資金の確保による財務基盤の安定化のために必要となる「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載された金額と同じ規模の資金を金融機関から借り入れることは困難な状況です。

また、公募増資も検討いたしました。公募増資の場合、大規模な希薄化が一時に発生することとなり、株価に対する直接的な影響が大きい上、現在、厳しい業績・財務状況が継続しているなか引受先の確保が十分に可能であるか不明確であるとの懸念も考えられます。

さらに、当社は、上記の株式希薄化への配慮という観点から、新株予約権無償割当てによる増資（いわゆるライツ・イシュー）も検討いたしました。しかしながら、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューについては、国内で実施された実績が少なく、引受手数料等のコストが増大することも予想され、適切な資金調達手段ではないと判断しました。また、そのような元引受契約を締結せず、新株予約権の行使が株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューについては、当社は平成22年12月期以来、5期にわたって経常損失を計上しており、経営成績及び財政状態に係る基準（最近2年間において経常利益の額が正である事業年度がないこと）に該当しており、資金調達方法としては不可能であり、第三者割当ての方法を選択いたしました。

今回の資金調達の手法である第三者割当てによる本新株予約権付社債及び本新株予約権については、以下の点で優れていることから、当社は、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行による資金調達を選択いたしました。

まず、第三者割当ての方法による新株発行の場合には、一度に新株式を発行して資金調達を完了させることができる反面、1株当たりの利益の希薄化が同時に発生し、本新株予約権付社債及び本新株予約権

の発行と比べ株価への影響が大きくなる可能性が考えられます。一方、本新株予約権付社債及び本新株予約権を組み合わせた資金調達手法は、当社株式の株価・流動性や割当先の動向等によっては実際の調達額が当初想定されている金額を下回る可能性があるものの、一時的に発生する希薄化の懸念は第三者割当の方法による新株式発行と比べて相対的に抑制され、これによる株価への影響の軽減が期待されま

す。

また、本件資金調達の方法は、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行時における資金調達の確実性を確保でき、また、本新株予約権の行使による資金調達によって将来における当社の資金需要を満たすことが可能であり、3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途に記載のとおり、当社の資金需要に合致している点が理由として挙げられます。

さらに、割当先との合意により行使指示条項（注1）を本新株予約権に設けることで、行使可能期間に株価が10連続取引日（終値のない日が当該期間内にあった場合は、当該日を除いた10連続取引日）のいずれの日においても、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が268円を上回る場合において、当社が割当先に行使指示を行うことにより割当先は、行使指示の日から10取引日以内に必ずこれに応じるとの設計とし、当社の資金需要に応じて機動的に資金を調達することを可能としました。

このように、本件資金調達の方法は、本新株予約権の行使に係る調達資金をもって3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途②「M&A、業務提携の推進」に記載のとおり、具体的な候補先が決まった際には、機動的に資金調達できるとともに、本新株予約権付社債及び新株予約権の発行による調達資金をもって現時点での資金需要に迅速に対応することが可能であることから、当社の資金需要に合致しております。

なお、本新株予約権付社債については、当初、負債へ計上されるものの、将来的には、本新株予約権付社債が株式へ転換された場合、資本金が自己資本の充実に繋がり、財務内容の改善に寄与する点も理由に挙げられます。

今回の資金調達の手法である本新株予約権付社債及び本新株予約権については、以上の点で優れていることから、当社は、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行による資金調達を選択しました。

（注1）行使指示条項

当社と割当予定先との間で締結する予定の新株予約権割当契約において、行使可能期間中の10連続取引日（終値のない日が当該期間内にあった場合は、当該日を除いた10連続取引日）のいずれの日においても、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が268円を上回った場合、当社は、行使すべき本新株予約権の数を指定したうえで、当社の指定する様式の書面を本新株予約権者に提出することにより、本新株予約権を行使するべき旨を指示（以下「行使指示」という）ことができ、本新株予約権者は、行使指示が行われた日から10取引日以内に、行使指示に従って、行使指示において指定された数の本新株予約権を行使しなければならないものとする旨が定められる予定です。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

（1）調達する資金の額

| | | |
|------|----------------------------|----------------|
| ① | 払込金額の総額 | 1,010,040,000円 |
| (内訳) | | |
| | 第1回無担保転換社債型 新株予約権付社債の発行 | 600,000,000円 |
| | 第6回新株予約権の発行 | 14,040,000円 |
| | 第6回新株予約権の行使 | 396,000,000円 |
| ② | 発行諸費用の概算額 | 9,785,000円 |
| ③ | 差引手取概算額 | 1,000,255,000円 |

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権付社債の払込金額の総額（600,000,000円）及び本新株予約権の払込金額の総額（14,040,000円）に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額（396,000,000円）を合算した金額であります。
2. 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、払込金額の総額は減少します。
3. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。
4. 発行諸費用の概算額の内訳は、登録免許税、弁護士費用、新株予約権等算定評価報酬費用、その他の事務費用が含まれております。

(2) 調達する資金の具体的な用途

本新株予約権付社債及び本新株予約権

| | 具体的な用途 | 金額（百万円） | 支出予定時期 |
|---|----------------------------|---------|-------------------------|
| ① | “漫画”電子書籍出版・販売プラットフォームの初期開発 | 218 | 平成27年4月から 平成27年9月まで |
| | 内訳 本新株予約権付社債による充当額 | (218) | |
| | “漫画”電子書籍出版・販売プラットフォームの運用費 | 309 | 平成27年10月から 平成28年9月まで |
| | 内訳 本新株予約権付社債による充当額 | (309) | |
| ② | M&A、業務提携の推進 | 400 | 平成27年4月から 平成29年12月まで |
| | 内訳 本新株予約権付社債による充当額 | (73) | |
| | 本新株予約権による充当額 | (327) | |
| ③ | その他運転資金 | 73 | 平成27年10月から 平成28年3月まで |
| | 内訳 本新株予約権による充当額 | (73) | |

① “漫画”電子書籍出版・販売プラットフォームの初期開発構築化及び運用費

本新株予約権付社債の発行による調達額のうち、「2. 募集の目的及び理由【資金調達の目的及び理

由】に記載した主力事業である電子書籍事業（コンテンツ事業）の業容拡大及び差別化のため、527百万円を当社100%子会社の株式会社フォーサイドブック（電子書籍配信業）に貸付けて、“漫画”電子書籍出版・販売プラットフォームの構築及び運用費に充当します。その内訳としては、平成27年4月より“漫画”電子書籍出版・販売プラットフォームの初期開発に218百万円を充当し、その後、平成27年10月より予定されるサービス開始に伴い向こう一年間（平成27年10月～平成28年9月まで）の運用費（システム保守運用費・データセンター費用・営業及び運用管理に関わる人件費・電子書籍ファイル作成費用・広告費・その他経費）に309百万円を充当します。

②M&A、業務提携の推進

電子書籍事業（コンテンツ事業）においては、今後、他社との差別化によって成長基盤を確立していくために、“漫画”電子書籍出版・販売プラットフォームにおいて、将来作家を目指す若手漫画家や趣味で漫画を描いている学生・社会人・主婦等、様々な方々が自ら執筆し投稿した漫画作品を販売致します。

そのために、出版及び書籍の編集実績のある会社のノウハウを活用し、人気作家育成および作品のクオリティの向上によるサービスの充実を図ることを目的として書籍や雑誌等の出版および販売等を行う会社とのM&Aまたは業務提携を行ってまいります。さらに、漫画を販売するプラットフォーム運用管理強化のため、スマートフォンサイト企画・運営事業を行う会社とのM&A又は業務提携を行い、販売体制の強化を図ってまいります。

フィールドサービス事業においては、業容拡大のため、優秀なIT技術者を確保することを目的とし、IT系専門学校等との業務提携の模索、または、同業種の会社とのM&Aにて優秀なIT技術者を確保してまいります。

現時点においては、具体的な候補先は確定しておりませんが、買収金額等は、平成26年12月に行った弊社のM&Aの実績（250百万）を参考に、上記に記載した事業を行っている候補先を早期に2～3社選定し、M&Aを積極的に活用し、販売及び運用体制の強化、業容の拡大を図ってまいります。

これらの使途に充てるため、本新株予約権付社債の発行による調達額のうち73百万円及び、新株予約権の行使による調達額のうち327百万円を合わせた400百万円を充当します。

③その他の運転資金

当座の運転資金の確保による財務基盤の安定化を図ります。また、“漫画”電子書籍出版・販売プラットフォームのサービス開始に伴い、今後の販売及び運用体制の拡大による、人員増加に対応する為、オフィス関連費用（OA機器、地代家賃）の増加及び、増資に伴う租税公課の増加が見込まれます。

これらの使途に充てるため、本新株予約権の行使に伴い調達する資金73百万円を充当することを予定しております。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

主力事業である電子書籍事業（コンテンツ事業）の差別化による成長基盤の確立及び、当社グループ

全体の業容拡大の早期実現のための資金（M&A、業務提携）に充当する予定であります。

“漫画”電子書籍出版・販売プラットフォームのサービス開始後向こう2年間（平成27年10月～平成29年9月まで）は、事業が軌道に乗るまでの準備期間と位置づけており一方で初期開発コストの負担や新規立ち上げによるユーザー獲得の費用負担などが発生することから当社グループの業績に与える影響としましてはマイナスになると見込んでおります。しかしながら、電子書籍事業（コンテンツ事業）の差別化による成長基盤の確立により、販売基盤強化及び競争力の向上による事業の拡大を図ることができると判断しております。

このような理由から、本新株予約権付社債及び本新株予約権の第三者割当による発行は、中長期的には当社グループの企業価値向上につながると考えております。

したがって、当社は本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行・行使により一定の範囲で一時的な希薄化が生じるものの、中長期的な観点からは株主の皆様の利益向上につながるため、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行により調達する資金使途は合理的であると判断しております。

5. 発行条件等の合理性

（1）払込金額の算定根拠及びその具体的内容

① 本新株予約権付社債

当社は、本新株予約権付社債の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権付社債の価格の評価を第三者算定機関である株式会社ブルータス・コンサルティング（代表取締役社長 野口真人 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号）に依頼しました。当該機関は、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、株価（244円）、転換価格（268円）、配当率（0.0%）、権利行使期間（3年間）、無リスク利子率（0.017%）、株価変動性（62.43%）、当社の行動（基本的には割当予定先の転換を待つ）並びに割当予定先の行動（株価が転換価額の115%以上の場合、1日に1個ずつ転換を行い、行使により得た株数は1日あたり平均売買出来高の約6%を目処に売却し、全て売却した後次の転換を行うものとする）について前提を置いて評価を実施し、本新株予約権付社債1個当たり99,660,000円と評価しました。上記評価の結果を基に割当予定先と交渉した結果、本新株予約権付社債の1個当たりの払込金額を100,000,000円といたしました。

また、本新株予約権付社債の転換価額については、本新株予約権付社債の発行に係る取締役会決議日の直前取引日における当社普通株式の普通取引の終値である1株当たり244円に1.10を乗じた金額である268円に決定いたしました。転換価格の決定に際しては、当社の業績動向や財務状況、株価の動向等を勘案し、割当予定先と協議したうえで総合的に判断しております。なお、本新株予約権付社債の転換価額の当該直前営業日までの1か月間の終値平均247円に対するアップ率は8.50%、当該直前営業日までの3か月間の終値平均241円に対するアップ率は11.20%、当該直前営業日までの6か月間の終値平均232円に対するアップ率は15.52%となっております。

② 本新株予約権

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を第三者算定機関である株式会社ブルータス・コンサルティングに依頼しました。当該機関は、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、株価（244 円）、権利行使価格（220 円）、配当率（0.0%）、権利行使期間（3 年）、無リスク利率（0.017%）、株価変動性（62.43%）、当社の行動（行使指示は行わず割当予定先の権利行使を待つ）並びに割当予定先の行動及（株価が権利行使価格以上の場合、1 日に 115 個ずつ権利行使を行い、行使により得た株式は 1 日あたり平均売買出来高の約 4%を目処に売却し、全て売却した後次の権利行使を行うものとする）について前提を置いて評価を実施し、本新株予約権を 1 個当たり 780 円と評価しました。上記評価の結果を基に割当予定先と交渉した結果、本新株予約権の 1 個当たりの払込金額を 780 円（1 株当たり 7.8 円）といたしました。

また、本新株予約権の行使価額については、本新株予約権の発行に係る取締役会決議日の直前取引日における当社普通株式の普通取引の終値である 1 株当たり 244 円に 0.9 を乗じた 220 円に決定いたしました。行使価格の決定に際しては、当社の業績動向や財務状況、株価の動向等を勘案し、割当予定先と協議したうえで総合的に判断しております。なお、本新株予約権の行使価額の当該直前営業日までの 1 か月間の終値平均 247 円に対するダウン率は 10.93%、当該直前営業日までの 3 か月間の終値平均 241 円に対するダウン率は 8.71%、当該直前営業日までの 6 か月間の終値平均 232 円に対するダウン率は 5.17%となっております。

当社は、本新株予約権付社債の実質的な対価（額面 100 円当たり 100 円）と株式会社ブルータス・コンサルティングの算定した公正価値を比較したうえで、本新株予約権付社債の実質的な対価が公正価値を下回る水準ではなく、本新株予約権付社債の発行価額は割当予定先に特に有利でないと判断しております。また、本新株予約権の発行価額は、株式会社ブルータス・コンサルティングの算定した公正価値を下回る水準ではなく、割当予定先に特に有利な金額には該当しないと判断しております。

なお、当社監査役 3 名（全員が会社法上の社外監査役）からは、株式会社ブルータス・コンサルティングは、本件資金調達に係る公正価値評価の業務委託契約を除き、当社と取引関係になく、当社経営陣から一定程度独立していると認められること、その選定も透明性の確保された方法により行われたこと、株式会社ブルータス・コンサルティングは割当予定先から独立した立場で評価を行っていること、株式会社ブルータス・コンサルティングによる本新株予約権付社債及び本新株予約権の価格の評価については、その算定過程及び前提条件等に関して株式会社ブルータス・コンサルティングから説明又は提出を受けたデータ・資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断できることに加え、本新株予約権付社債及び本新株予約権の払込金額は株式会社ブルータス・コンサルティングによって算出された公正価値を下回る水準ではないことから、割当予定先に特に有利でないと判断した旨の意見表明を受けております。

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

第三者割当により発行される本新株予約権付社債の転換による発行株式数は 2,238,805 株であり、平成 26 年 12 月 31 日現在の当社発行済株式総数 21,942,700 株に対し 10.20%（平成 26 年 12 月 31 日

現在の当社議決権個数 210,790 個に対しては 10.62%)、本新株予約権の行使による発行株式数は 1,800,000 株であり、発行済株式総数に対し 8.20% (議決権個数に対しては 8.54%) であり、本資金調達による希薄化の割合の合計は発行済株式総数に対し 18.41% (議決権個数に対しては 19.16%) であり、これにより既存株主様におきましては、株式持分及び議決権比率が低下いたします。

本新株予約権付社債の転換及び本新株予約権の行使により発行される予定の当社普通株式数につき、割当予定先は、株価動向、市場における取引状況、市場への影響等に十分に配慮しながら市場にて売却していく方針であることを口頭で確認しております。また、当社株式の直近 6 ヶ月間における 1 日当たりの平均出来高は 1,424,703 株 (本新株予約権付社債が全て転換され、本新株予約権が全て行使された場合の最大交付株式数 4,038,805 株の 35.28%程度) であり、一定の流動性を有しております。一方、本新株予約権付社債が全て転換された場合の最大交付株式数 2,238,805 株を転換期間である 3 年間 (245 日/年営業日で計算)、本新株予約権が全て行使された場合の最大交付株式数 1,800,000 株を行使期間である 3 年間 (245 日/年営業日で計算) にわたって平均的に売却が行われると仮定した場合の 1 日当たりの売却数量はそれぞれ 3,046 株、2,449 株となり、その合計は 5,495 株であり、上記 1 日当たりの出来高の 0.39%程度であるため、株価に与える影響は限定的かつ、消化可能なものと考えております。

なお、本新株予約権付社債の転換価額及び本新株予約権の行使価額は固定されており、1 株当たり 268 円及び 220 円であります。これは平成 26 年 12 月期第 3 四半期の 1 株当たり純資産 29.53 円を上回っております。よって、当社普通株式の市場株価が行使価額及び転換価額を上回って推移するよう経営努力を先行させ、本新株予約権の行使及び本新株予約権付社債の転換を促進することで自己資本が増強され、1 株当たり純資産の改善を図ることが可能であると考えております。

当社は、「2. 募集の目的及び理由【資金調達の目的及び理由】」及び「4. 資金使途の合理性に関する考え方」に記載の理由により、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行は、企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、また、流動性を踏まえた株価に与える影響は限定的かつ、消化可能なものと考えており、既存株主様の利益にも資するものと判断しており、今回の発行数量及び株式の希薄化規模は合理的であると考えております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

| | | |
|---|----------------|------------------------------|
| ① | 名 称 | J トラストベンチャーキャピタル合同会社 |
| ② | 本 店 所 在 地 | 東京都港区虎ノ門一丁目 7 番 12 号 |
| ③ | 代表者の役職及び氏名 | 業務執行社員 J トラスト株式会社 職務執行者 常陸泰司 |
| ④ | 事 業 内 容 | 有価証券の売買、投資、保有及び運用等 |
| ⑤ | 出 資 金 | 500,000 円 |
| ⑥ | 設 立 年 月 日 | 平成 27 年 2 月 18 日 |
| ⑦ | 決 算 期 | 3 月 |
| ⑧ | 主たる出資者及びその出資比率 | J トラスト株式会社 100% |

| | | |
|-----------|-------------|--|
| ⑨ 当社との関係等 | 資 本 関 係 | 当該会社の有限責任社員である J トラスト株式会社の代表取締役社長藤澤信義氏は当社株式の 4.10%を保有する株主であります |
| | 取 引 関 係 | 当社と当該会社との間には、取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、取引関係はありません。 |
| | 人 的 関 係 | 当社と当該会社との間には、人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、人的関係はありません。 |
| | 関連当事者への該当状況 | 当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。 |

(注) Jトラスト株式会社は当該合同会社の有限責任社員であり 100%出資しております。以下はJトラスト株式会社の概要であります。

| | | |
|---------------|------------------------------------|--|
| ① 名 称 | Jトラスト株式会社 | |
| ② 本店所在地 | 東京都港区虎ノ門一丁目7番12号 | |
| ③ 代表者の役職・氏名 | 代表取締役社長 藤澤 信義 | |
| ④ 事業内容 | ホールディング業務 | |
| ⑤ 資 本 金 | 53,578 百万円 | |
| ⑥ 設 立 年 月 日 | 昭和 52 年 3 月 18 日 | |
| ⑦ 決 算 期 | 3 月 | |
| ⑧ 発 行 済 株 式 数 | 118,385,834 株(平成 26 年 3 月現在) | |
| ⑨ 従 業 員 数 | 56 人(平成 26 年 3 月現在) | |
| ⑩ 主 要 取 引 銀 行 | みずほ銀行、三井住友銀行、三菱東京 UFJ 銀行、西京銀行、ハナ銀行 | |
| ⑪ 大株主及び持ち株比率 | 藤澤 信義 26.52% | |
| ⑫ 当社との関係等 | 資 本 関 係 | 当該会社の代表取締役社長藤澤信義氏は当社株式の 4.10%を保有する株主であります。 |
| | 取 引 関 係 | 当社と当該会社との間には、取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、取引関係はありません。 |

| | | |
|--|-------------|--|
| | 人 的 関 係 | 当社と当該会社との間には、人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、人的関係はありません。 |
| | 関連当事者への該当状況 | 当該会社は、当社に関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社に関連当事者には該当しません。 |

| ⑬ 最近3年間の経営成績及び財政状態（連結）（単位：百万円） | | | | |
|--------------------------------|--------------|--------------|--------------|--|
| 決 算 期 | 平成 24 年 3 月期 | 平成 25 年 3 月期 | 平成 26 年 3 月期 | |
| 純 資 産 | 49,471 | 70,895 | 184,230 | |
| 総 資 産 | 117,546 | 218,706 | 334,736 | |
| 1 株 当 たり 純 資 産（円） | 798.17 | 1,013.89 | 1,502.54 | |
| 売 上 高 | 24,508 | 55,683 | 61,926 | |
| 営 業 利 益 | 5,539 | 12,005 | 13,745 | |
| 経 常 利 益 | 5,486 | 13,704 | 13,351 | |
| 当 期 純 利 益 | 34,500 | 13,309 | 11,145 | |
| 1 株 当 たり 当 期 純 利 益（円） | 575.96 | 214.44 | 109.66 | |
| 1 株 当 たり 配 当 金（円） | 12.00 | 7.00 | 10.00 | |

なお、当社は、Jトラストベンチャーキャピタル合同会社の有限責任社員であり100%出資するJトラスト株式会社が東京証券取引所市場第二部に上場していること、また、同社が平成26年7月10日付で株式会社東京証券取引所に提出した「コーポレートガバナンス報告書」の「IV内部統制システム等に関する事項2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」によればJトラスト株式会社は、以下のとおり、反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方を定め、社内体制を整備していることを確認しており、Jトラストベンチャーキャピタル合同会社を含む、同社の役員又は主要株主（主な出資者）が反社会勢力とは一切関係していないと判断しております。なお、当社は、割当予定先、その役員及び主たる出資者が反社会的勢力との関係がないことを示す確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

〈反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方〉

当社及び子会社は、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人（いわゆる反社会的勢力）による被害を防止するために、次の基本方針を宣言しております。

1. 当社及び子会社は、反社会的勢力との関係を一切持ちません。
2. 当社及び子会社は、反社会的勢力による被害を防止するために、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関と連携し、組織的かつ適正に対応します。
3. 当社及び子会社は、反社会的勢力による不当要求には一切応じず、毅然として法的対応を行います。

4. 当社及び子会社は、反社会的勢力への資金提供や裏取引を行いません。
5. 当社及び子会社は、反社会的勢力の不当要求に対応する役職員の安全を確保します。

〈反社会的勢力排除に向けた整備状況〉

当社は、「倫理憲章」及び「企業理念」並びに「行動理念」を経営の基本として、日本を代表する信頼・信用のある企業となることを経営の目標としております。また、反社会的勢力に関する対応規程、不当要求・暴力行為対応マニュアルを定め、当社は社会的責任と公共的使命を認識し、健全なる業務運営を行います。

社内体制としましては、反社会的勢力への対応を統括する部署を経営管理部門とし、(1) 反社会的勢力からの不当要求が発生した際に、発生部門は経営管理部門に対し速やかに報告・相談し、脅迫暴力行為の危険性が高く緊急を要する場合には直ちに警察への通報がなされる体制、(2) 実際に担当する担当者の安全の確保を最優先し、発生部門に対して適切な対応を指示するなどの体制、(3) 反社会的勢力に関して得た情報をデータベースとして取引先様や株主様の属性判断の際に活用できる体制、(4) 所轄警察担当係及び加盟暴力追放運動推進センター・顧問弁護士との連携体制を構築しております。

また上記の体制を適正に実施するために、不当要求・暴力行為対応マニュアルを整備し、役職員に対する研修や不当要求防止責任者制度を利用する等、反社会的勢力の排除に努めております。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、当社の事業モデル、経営方針、資金需要等に理解の得られる先を割当対象とする、第三者割当による新株、新株予約権付社債、新株予約権等の発行などの資金調達手段を検討してまいりました。

このような状況の中で、当社は、複数の候補先に当社の成長戦略、財務内容及び資金需要等の説明を行い、当社の現状説明を行ってまいりました。しかしながら、当社株価や既存株主の利益に十分に配慮しつつ必要資金を確実に調達したいという当社のニーズにあうスキームを充足し得る先がないなか、当社の第3位の大株主である藤澤信義氏を通じて、同氏が代表取締役社長を務めるJトラスト株式会社に、2. 募集の目的及び理由【資金調達の目的及び理由】及び3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期(2) 調達する資金の具体的な使途に記載の内容を相談した結果、同社より提案をいただいたJトラスト株式会社が100%出資するJトラストベンチャーキャピタル合同会社を割当先とした転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権の組み合わせによる手法が、当社株価や既存株主の利益に十分に配慮しつつ必要資金を確実に調達したいという当社のニーズを充足し得る資金調達手法であったことから検討を進めてまいりました。Jトラスト株式会社グループは、様々な提携やM&A、企業再生支援等へ積極的に取り組んでおり、事業者向け・消費者向け貸付事業、サービサー事業およびクレジットカード事業等の国内金融事業会社を中心に、韓国の貯蓄銀行等の海外金融事業会社、アミューズメント事業や不動産事業会社等、企業同士が協力し合えるM&Aや資本提携等の範囲を広げておりこれらの取り組みで培った様々なノウハウを有しております。

そして、Jトラスト株式会社グループにおいて、2. 募集の目的及び理由【資金調達の目的及び理由】及び3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期(2) 調達する資金の具体的な使途に記載の内容に

一定の理解を示して頂けたため、J トラスト株式会社が 100%出資する J トラストベンチャーキャピタル合同会社を今回の割当予定先として選定しました。

(3) 割当予定先の保有方針

当社は、割当予定先である J トラストベンチャーキャピタル合同会社の、本新株予約権付社債及び本新株予約権、並びに本新株予約権付社債に付された新株予約権及び本新株予約権を行使して取得する普通株式の保有方針は純投資のため、当社株式を長期間保有する意思や当社の経営に関与する意思がないことを口頭で確認しています。なお、同社は、当社の事業遂行、株価動向、市場への影響等に十分に配慮しながら、本新株予約権付社債に付された新株予約権及び本新株予約権の行使及び当社普通株式の売却を行う意向である旨当社へ口頭で表明しています。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先である J トラストベンチャーキャピタル合同会社は、J トラスト株式会社の 100%子会社である株式会社日本保証及び藤澤信義氏との間で、平成 27 年 3 月 9 日付で匿名組合契約を締結の上、同日付で両者より匿名組合出資を受ける予定であります。また、株式会社日本保証はその匿名組合に出資する資金を自己資金にて充当致します。当社はそれに先立ち、J トラストベンチャーキャピタル合同会社と株式会社日本保証及び藤澤信義氏との間で締結される匿名組合契約の契約書のドラフトを確認しており、契約が締結された時点で契約書原本の写しを当社に提出して頂く予定であります。また、株式会社日本保証の平成 27 年 2 月 27 日付預金通帳の写し及び平成 27 年 1 月末現在の財務諸表から、払込に要する資金を保有していると認められることを確認し、本新株予約権付社債発行に係る払込金額、本新株予約権発行に係る払込金額及び本新株予約権行使に係る払込金額相当分の払い込みに支障はないと判断しております。藤澤信義氏については出資自体が少額なため、口頭で当該出資に要する資金を保有していることを確認しております。

また補足といたしまして、匿名組合契約に基づき出資を行う株式会社日本保証の全株式を保有し、割当予定先の業務執行社員であり 100%出資している J トラスト株式会社の平成 26 年 3 月期有価証券報告書に掲げられた連結財務諸表及び財務諸表並びに第 3 四半期報告書に掲げられた四半期連結財務諸表から、その売上高、総資産、純資産等の規模に照らして J トラスト株式会社グループは、払込に要する資金を保有していると認められることを確認しております。

7. 第三者割当後の大株主及び持株比率

| 割当前 | |
|---------------------|--------|
| R-1 第 1 号投資事業有限責任組合 | 21.48% |
| 安嶋 幸直 | 4.99% |
| 藤澤 信義 | 4.10% |
| 日本証券金融株式会社 | 3.88% |
| 株式会社 S B I 証券 | 0.81% |

| | |
|------------|-------|
| 中村 二三夫 | 0.79% |
| 田中 琢 | 0.49% |
| 假屋 勝 | 0.41% |
| 株式会社証券ジャパン | 0.40% |
| 内田 和一 | 0.34% |

(注)

1. 割当前の持株比率は、平成 26 年 12 月 31 日現在の株主名簿をもとに作成しています。
2. 割当予定先である J トラストベンチャーキャピタル合同会社の保有方針は上記「6(3) 割当予定先の保有方針」記載のとおり、長期保有ではありませんので、本新株予約権付社債の転換または、本新株予約権の行使に係る潜在株式数を反映した「割当後の大株主及び持株比率」は表示しておりません。

8. 今後の見通し

本件第三者割当てによる本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行により調達される資金にて充当する予定の、“漫画”電子書籍出版・販売プラットフォームのサービス開始を平成 27 年 12 月期第 4 四半期より予定しており、平成 27 年 12 月期業績（連結）に与える影響につきましては現在精査中であり、詳細等が判明次第速やかにお知らせいたします。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本件第三者割当ては、本新株予約権付社債に付された新株予約権の行使により新たに発行される株式数は 2,238,805 株であり、また、本新株予約権の行使により新たに発行される株式数は 1,800,000 株であり、本新株予約権付社債及び本新株予約権に係る潜在株式数は合計 4,038,805 株であります。このため、既存の普通株式の議決権については、約 19.16%（本新株予約権付社債により約 10.62%、本新株予約権により約 8.54%）の希薄化が生じることになりますが、①希釈化率が 25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（新株予約権すべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、東京証券取引所の有価証券上場規程第 432 条「第三者割当てに係る遵守事項」に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

10. 最近 3 年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 過去 3 年間の業績

| 決算期 | 平成 24 年 12 月期 | 平成 25 年 12 月期 | 平成 26 年 12 月期 |
|----------------|---------------|---------------|---------------|
| 売上高（百万円） | 450 | 461 | 483 |
| 営業利益（百万円） | △1,006 | △1,423 | △710 |
| 経常利益（百万円） | △922 | △1,357 | △691 |
| 当期純利益（百万円） | △1,017 | △2,202 | △782 |
| 1 株当たり当期純利益（円） | △46.39 | △100.36 | △35.69 |

| | | | |
|--------------|--------|-------|-------|
| 1株当たり配当金（円） | — | — | — |
| 1株当たり純資産額（円） | 155.33 | 58.28 | 22.75 |

（注）

1. 当社は、平成26年4月1日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行なっております。平23年12月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり連結当期純利益」及び「1株当たり連結純資産」を算定しております。
2. 平成26年12月期の業績につきましては、平成27年2月17日付「平成26年12月期 決算短信〔日本基準〕（連結）」の内容となっております。

（2）現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成27年3月9日現在）

| | 株式数 | 発行済株式数に対する比率 |
|-------------------------|-------------|--------------|
| 発行済株式数 | 21,942,700株 | 100% |
| 現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数 | 5,000株 | 0.02% |
| 下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数 | — | — |
| 上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数 | — | — |

（3）最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

| | 平成24年12月期 | 平成25年12月期 | 平成26年12月期 |
|-----|-----------|-----------|------------------|
| 始 値 | 2,121円 | 1,520円 | 1,520円 |
| 高 値 | 2,449円 | 2,000円 | 1,489円 (436円) |
| 安 値 | 1,430円 | 1,197円 | 1,080円 (100円) |
| 終 値 | 1,508円 | 1,290円 | 225円 |

（注）

1. 当社は、平成26年4月1日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行なっております。
2. 平成26年12月期の高値、安値のカッコ内の数字は株式分割（平26年4月1日、1：10）による権利落後の高値、安値を示しております。

② 最近6か月間の状況

| | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 |
|-----|------|------|------|------|------|------|
| 始 値 | 120円 | 117円 | 263円 | 295円 | 221円 | 241円 |

| | | | | | | |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 高 値 | 127 円 | 436 円 | 418 円 | 310 円 | 353 円 | 274 円 |
| 安 値 | 112 円 | 115 円 | 250 円 | 195 円 | 208 円 | 230 円 |
| 終 値 | 116 円 | 265 円 | 273 円 | 225 円 | 243 円 | 246 円 |

③ 発行決議日前営業日における株価

| | 平成 27 年 3 月 6 日 |
|-----|-----------------|
| 始 値 | 249 円 |
| 高 値 | 252 円 |
| 安 値 | 240 円 |
| 終 値 | 244 円 |

(4) 最近 3 年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

(別紙)

株式会社 SmartEbook.com 第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債

発行要項

1. 社債の名称 株式会社 SmartEbook.com 第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）
2. 社債の総額 金 600,000,000 円
3. 各社債の金額 金 100,000,000 円
4. 新株予約権付社債券 本新株予約権付社債については、本新株予約権付社債券を発行しない。なお、本新株予約権付社債は、会社法第 254 条第 2 項本文及び第 3 項本文の定めにより本社債又は本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。
5. 社債の利率 年 5.0%
6. 社債の償還金額 額面 100 円につき金 100 円
7. 社債の償還の方法及び期限 本社債は、平成 30 年 3 月 23 日（以下「償還期限」という）に、第 6 項に定める割合でその総額を償還する。
8. 利息の支払い方法及び期限 (1) 本社債の利息は、平成 27 年 3 月 26 日から償還日までこれを付し、利払日に、利息計算期間について支払う。利息の金額は、利払日における各社債の未償還元金額に、第 5 項に定める利息を乗じ、当該期間の実日数につき、1 年を 365 日として日割りをもってこれを計算し、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。
(2) 利払日が銀行休業日にあたる場合には、前銀行営業日を利払日とする。
9. 元利金支払場所 (1) 株式会社 SmartEbook.com 管理本部
10. 買入消却 (1) 当社は、本新株予約権付社債権者に通知の上、随時本新株予約権付社債を以下に定める価格で買入れることができる。
① 平成 28 年 3 月 24 日迄 額面 100 円につき金 115 円
② 平成 28 年 3 月 25 日から平成 29 年 3 月 24 日迄額面 100 円につき金 110 円
③ 平成 29 年 3 月 25 日から償還期限迄額面 100 円につき金 105 円
(2) 当社が本新株予約権付社債を買入れた場合には、当社は、いつでも、その選択により、当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができ、かかる消却と同時に当該本新株予約権付社債に係る本新株予約権は消滅する。
11. 期限の利益の喪失 当社は、次の各場合には本社債について期限の利益を失う。
① 当社が第 7 項の規定に違背したとき。
② 当社が、第 13 項に定める規定に違背し、本新株予約権付社債の社債権者から是正を求める通知を受領した後 30 日以内にその履行又は補正をしないとき。
③ 当社が本社債以外の第三者に対する社債又は借入金債務について期限の利益を喪失し、若しくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、又は本

社債以外の第三者に対する債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。

- ④ 本新株予約権付社債の発行後、合併、会社分割、株式交換又は株式移転等（以下、総称して「組織再編行為」という）につき、本新株予約権付社債の社債権者（以下「本社債権者」という）の書面による承諾を得ずに、当社の株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議をしたとき。
- ⑤ 当社が、当社の破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始その他これに類似する法的手続開始の申立をし、若しくは第三者から申し立てられ、これに従ってこれらの手続きの開始決定が為されたとき、又は当社の取締役会において解散（合併の場合を除く）の議案を株主総会に提出する旨の決議を行ったとき。
- ⑥ 当社がその所有物件に対して強制執行、仮処分又は滞納処分を受けたとき。
- ⑦ 当社が支払の停止又は手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- ⑧ 当社が上場を廃止したとき。
- ⑨ 当社が債務超過に陥ったとき。
- ⑩ 当社が、本新株予約権付社債の発行要項の規定に違背し、本社債権者から是正を求める通知を受領した後 30 日以内にその履行又は是正をしないとき。

- 12. 損害金 (1) 当社が本社債に関する債務を履行しなかった場合、支払うべき金額に対して年 15%(年 365 日の日割計算)の割合にあたる損害金を支払う。
- 13. 担保提供制限 (1) 当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第 2 条第 22 号に定義される新株予約権付社債であって、それに係る社債を新株予約権の行使に際して出資の目的とするものをいう。
(2) 前(1)号に基づき本新株予約権付社債に担保権を設定する場合、本社債を担保するのに十分な担保権を追加設定するとともに、担保権設定登記手続その他担保権の設定に必要な手続きを速やかに完了の上、担保付社債信託法第 41 条第 4 項の規定に準じて公告するものとする。
- 14. 本社債の払込金額 額面 100 円につき金 100 円
- 15. 担保・保証の有無 本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
- 16. 償還金等支払事務取扱者(償還金等支払場所) 株式会社 S m a r t E b o o k . c o m 管理本部
- 17. 本社債の申込期日 平成 27 年 3 月 25 日

18. 本社債の払込期日 平成 27 年 3 月 25 日
19. 本新株予約権の割当日 平成 27 年 3 月 25 日
20. 募集の方法 第三者割当ての方法により、J トラストベンチャーキャピタル合同会社に本新株予約権付社債の全てを割り当てる。
21. 払込取扱場所 株式会社三井住友銀行福岡支店
22. 社債管理者の不設置 本新株予約権付社債は、会社法第 702 条但書の要件を充たすものであり、本新株予約権付社債の管理を行う社債管理者は設置しない。
23. 社債権者への通知 本要項に基づく本社債権者に対する通知は、社債原簿に記載された住所宛に書面により行う。
24. 社債権者集会に関する事項 (1) 本新株予約権付社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも 3 週間前までに本社債の社債権者集会を開く旨及び会社法第 719 条各号所定の事項を公告又は書面により通知する。
(2) 本新株予約権付社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
(3) 本社債の発行価額の総額（償還済みの額を除く）の 10 分の 1 以上を保有する本社債権者は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して社債権者集会の招集を請求することができる。
25. 本新株予約権付社債の譲渡 本新株予約権付社債の譲渡については当社の取締役会の承認を要する。
26. 準拠法 日本法
27. 本新株予約権の内容
- (1) 本社債に付する本新株予約権の数 各本社債に付する本新株予約権の数は 1 個とし、合計 6 個の本新株予約権を発行する。
- (2) 本新株予約権の目的である株式の種類及びその数の算定方法 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。本新株予約権 1 個を行使することにより当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分（以下当社普通株式の発行又は処分を併せて「交付」という）する数は、当該行使に係る本社債の払込金額の総額を本項第(5)号記載の転換価額で除して得られる数とする。この場合に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合は、その端数に相当する金額は会社法第 283 条に従って現金をもって支払う。
- (3) 本新株予約権の払込金額 本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。
- (4) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、出資される財産の価額は、当該本社債の金額と同額とする。

(5) 転換価額

- ① 各本新株予約権の行使により当社が交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる当社普通株式1株あたりの価額（以下「転換価額」という）は金268円とする。
- ② 当社は、本新株予約権付社債の発行後、本号③に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という）により転換価額を調整する。

$$\begin{array}{rcccl} \text{調整後} & & \text{既発行普通株} & & \text{交付普通株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額} \\ & & & + & \hline & = & \text{調整前} & \times & \text{1株あたりの時価} \\ \text{転換価額} & & \text{転換価額} & & \hline & & & & \text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数} \end{array}$$

- ③ 転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。
- (i) 時価（本号④(ii)に定義される）を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合（但し、下記(ii)の場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び株式交換、会社分割又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く）調整後の転換価額は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、当該当社普通株式の発行又は当社の有する当社普通株式の処分において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日の翌日以降これを適用する。
- (ii) 普通株式の株式分割又は無償割当てをする場合調整後の転換価額は、当該株式分割又は無償割当てにより株式を取得する株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。
- (iii) 時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）を発行する場合、又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）その他の証券若しくは権利を発行する場合調整後の転換価額は、発行される株式又は新株予約権その他の証券若しくは権利（以下「取得請求権付株式等」という）の全てが当初の条件で取得又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日又は払込期間末日（新株予約権の場合は割当日）の翌日以降、また、当該発行において株主に割り当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、その効力発生日）の翌日以降これを適用する。

(iv) 上記(i)乃至(iii)の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記(i)乃至(iii)にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前転} & \text{調整後転} \\ \text{換価額} & \text{換価額} \end{array} \right) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された当社普通株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- ④ (i) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- (ii) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（当社普通株式に関し終値のない日数を除く）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- (iii) 転換価額調整式で使用する既発行株式数は株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、それ以外の場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。
- (iv) 転換価額調整式により算出された転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整は行わないこととする。但し、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。
- ⑤ 本号③の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要かつ合理的な転換価額の調整を行う。
- (i) 株式の併合、合併、会社分割、株式移転又は株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。
- (ii) その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- (iii) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- ⑥ 本号③乃至⑤により転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債権者に通知する。但し、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。
- (6) 本新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権者は、平成27年3月25日から平成30年3月22日までの間（以下「行使可能期間」という）、いつでも本新株予約権を行使することができる。ただし、行使可能期間は、①当社が第10項に基づき本社債を買入消却する場合は、消却日の前営業日まで、②当社が第11項に基づき本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失した時までとする（償還日において償還されなかった場合又は消却日において消却されなかった場合はこの限りではない。）。上記いずれの場合も、平成30年3月23日から後は本新株予約権を行使することはできない。行使可能期間の最終日が当社の営業日以外の日に当たるときは、その前営業日にこれを繰り上げる。
- (7) 本新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (8) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- (9) 行使請求受付場所
株式会社SmartEbook.com 管理本部
- (10) 新株予約権の行使請求の方法
① 行使請求しようとする本新株予約権付社債権者は、当社の定める行使請求書に、行使する本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、新株予約権を行使する年月日等を記載してこれに記名捺印し、行使する本新株予約権に係る本社債の保有者である旨を証明する書面を社債原簿管理人に提出し、社債原簿管理人による確認を受けた上、行使請求期間中に行使請求受付場所に提出しなければならない。
② 行使請求受付場所に対し行使請求に要する書類が到達した後、本新株予約権者は、これを撤回することができない。
- (11) 行使請求の効力
本新株予約権の行使請求の効力は、本項第(10)号に従い行使に要する書類が行使請求受付場所に到達した日に発生する。本新株予約権の行使の効力が発生したときは、当該本新株予約権にかかる本社債について弁済期が到来するものとする。
- (12) 株式の交付方法
当社は、行使の効力発生後、当該行使に係る本新株予約権付社債権者に対し、当該本新株予約権付社債権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。
- (13) 本新株予約権と引換えに金銭の払込を要しないことと
本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本要項に

- する理由 定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として独立した第三者機関の評価報告書の新株予約権に関する評価結果及び本社債の利率、発行価額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値を勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとした。
- (14) 組織再編行為の際の取扱い ① 当社が組織再編行為（但し、合併については当社が合併により消滅する場合、会社分割については当社が分割会社となる場合、株式交換又は株式移転については当社が完全子会社となる場合に限る。）を行うときは、第 11 項④に基づき本社債の繰上償還が行われる場合を除き、当社は、組織再編行為の効力発生日の直前の時点において本新株予約権を保有する本新株予約権者に対し、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イ乃至ホに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権を本号②に定める条件に基づきそれぞれ交付しなければならない。この場合においては、残存する本新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たに新株予約権を発行するものとし、本社債に係る債務は再編対象会社に承継され、本新株予約権付社債の社債部分にかかる債務は承継会社等に承継され（承継会社等に承継された本新株予約権付社債についての社債にかかる債務を以下「承継社債」という）、承継新株予約権は承継社債に付された新株予約権となり、本書の本新株予約権に関する規定は承継された新株予約権について準用する。但し、本号②に定める条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ② 本号①の場合における条件は以下のとおりとする。
- イ. 交付する再編対象会社の新株予約権（以下「承継新株予約権」という）の数
組織再編行為の効力発生日の直前の時点において本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。
- ロ. 承継新株予約権の目的である株式の種類
承継新株予約権の目的となる株式の種類は、再編対象会社の普通株式とする。
- ハ. 承継新株予約権の目的である株式の数
行使請求に係る承継新株予約権が付された承継社債の金額の合計額を下記へ、に定める転換価額で除して得られる数とする。この場合に 1 株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。
- ニ. 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額
各承継新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該各承継新株予約権に係る各承継社債とし、各承継新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各承継社債の金額と同額とする。
- ホ. 承継新株予約権を行使することができる期間
承継新株予約権を行使することができる期間は、本項第(6)号に定める期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、本項第(6)号に定める新株

予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

へ. 承継新株予約権付社債の転換価額

組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権者が得られるのと同等の経済的価値を、組織再編行為の効力発生日の直後に承継新株予約権の新株予約権者がこれを行行使したときに受領できるように、承継新株予約権付社債（承継新株予約権を承継会社等に承継された本社債に付したものをいう。以下同じ。）の転換価額を定める。なお、組織再編行為の効力発生日以後における承継新株予約権付社債の転換価額は、本項第(5)号に準じた調整を行う。

ト. 承継新株予約権の行使の条件

承継新株予約権の行使の条件は、本項第(7)号の定めに基づいて、組織再編行為の際に当社取締役会で定める。

チ. 承継新株予約権の取得事由

承継新株予約権の取得事由は定めない。

リ. 譲渡による承継新株予約権の取得の制限

譲渡による承継新株予約権の取得については、再編対象会社取締役会の承認を要する。

ヌ. 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本項第(8)号に基づいて決定する。

25. その他

- (1) 会社法その他法律の改正等により、本要項の規定中、読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講ずる。
- (2) 本新株予約権付社債の発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権付社債発行に関して必要な事項は、当社の代表取締役社長に一任する。
- (4) 本要項の規定に変更が生じた場合、当社は、本社債権者に対し、当該変更の内容を速やかに通知する。

株式会社SmartEbook.com第6回新株予約権

発行要項

1. 新株予約権の名称 株式会社SmartEbook.com第6回新株予約権（以下「本新株予約権」という）
2. 本新株予約権の払込金額 410,040,000円
の総額
3. 本新株予約権の数 18,000個
4. 申込期日 平成27年3月25日
5. 割当日及び払込期日 平成27年3月25日
6. 募集の方法 第三者割当ての方法により、Jトラストベンチャーキャピタル合同会社に本新株予約権の全てを割り当てる。
7. 本新株予約権の内容
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及びその数
 - ① 本新株予約権の目的である株式の種類及び数は当社普通株式1,800,000株とし、本新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という）は、普通株式100株とする。但し、本項第(1)号②及び③により付与株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後付与株式数に応じて調整されるものとする。
 - ② 本項第(3)号に従って行使価額（本項第(2)号において定義される。以下同じ。）の調整を行う場合、付与株式数は、次の算式により調整されるものとする（但し、調整後付与株式数を求める際、1株に満たない端数がある場合にはこれを切り捨てるものとする）。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
 - ③ 調整後付与株式数の適用日は、当該調整事由にかかる本項第(3)号③及び⑤による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
 - ④ 付与株式数の調整を行うときは、当社は、調整後付与株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前付与株式数、調整後付与株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
 - (2) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額 本新株予約権の行使に際して出資される財産は、金銭とし、その価額は、本新株予約権1個あたりの行使により交付を受けることができる当社普通株式1株あたりの払込金額（以下「行使価額」という）に、付与株式数を乗じた額とする。
 - (3) 行使価額
 - ① 行使価額は1株あたり金220円とする。
 - ② 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(3)号③に掲げる各事由により当社の

発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という）により行使価額を調整する。

$$\begin{array}{r}
 \text{調整後行} \\
 \text{使価額}
 \end{array}
 =
 \begin{array}{r}
 \text{調整前行} \\
 \text{使価額}
 \end{array}
 \times
 \begin{array}{r}
 \text{既発行株} \\
 \text{式数}
 \end{array}
 +
 \frac{\begin{array}{r}
 \text{新発行} \cdot \times \quad 1 \text{株あたりの} \\
 \text{処分株式数} \quad \quad \quad \text{払込金額}
 \end{array}}{\begin{array}{r}
 1 \text{株あたりの時価}
 \end{array}}$$

既発行株式数 + 新発行・処分株式数

- ③ 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
- (i) 時価（本項第(3)号④(ii)に定義される）を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合（但し、下記(ii)の場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び株式交換、会社分割又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く）調整後の行使価額は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、当該当社普通株式の発行又は当社の有する当社普通株式の処分において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日の翌日以降これを適用する。
- (ii) 普通株式の株式分割又は無償割当てをする場合調整後の行使価額は、当該株式分割又は無償割当てにより株式を取得する株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。
- (iii) 時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）を発行する場合、又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）その他の証券若しくは権利を発行する場合調整後の行使価額は、発行される株式又は新株予約権その他の証券若しくは権利（以下「取得請求権付株式等」という）の全てが当初の条件で取得又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日又は払込期間末日（新株予約権の場合は割当日）の翌日以降、また、当該発行において株主に割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、その効力発生日）の翌日以降これを適用する。
- (iv) 上記(i)乃至(iii)の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件とし

ているときには、上記(i)乃至(iii)にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までには本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前行使} & \text{調整後行使} \\ \text{価額} & \text{価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により}}{\text{調整後行使価額}} \times \text{当該期間内に交付された株式数}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- ④ (i) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- (ii) 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(当社普通株式に関し終値のない日数を除く)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。
- この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- (iii) 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、それ以外の場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。
- (iv) 行使価額調整式により算出された行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまるときは、行使価額の調整は行わないこととする。但し、次に行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。
- ⑤ 本項第(3)号③の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要かつ合理的な行使価額の調整を行う。
- (i) 株式の併合、合併、会社分割、株式移転又は株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。
- (ii) その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- (iii) 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- ⑥ 本項第(3)号③乃至⑤により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ

め書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。但し、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

- (4) 本新株予約権を行使することができる期間 本新株予約権者は、平成 27 年 3 月 25 日から平成 30 年 3 月 24 日までの間（以下「行使可能期間」という）、いつでも本新株予約権を行使することができる。行使可能期間の最終日が当社の営業日以外の日に当たるときは、その前営業日にこれを繰り上げる。
- (5) 本新株予約権の行使の条件 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (6) 本新株予約権の譲渡 本新株予約権の譲渡については、当社の取締役会の承認を要する。
- (7) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- (8) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転の際の取扱い ① 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という）を行うときは、当社は、組織再編行為の効力発生日の直前の時点において本新株予約権を保有する本新株予約権者に対し、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イ乃至ホに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権を本項第(8)号②に定める条件に基づきそれぞれ交付する。この場合においては、残存する本新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たに新株予約権を発行するものとする。なお、当社は、本項第(8)号②に定める条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めなければならないものとする。
- ② 本項第(8)号①の場合における条件は以下のとおりとする。
- イ. 交付する再編対象会社の新株予約権（以下「承継新株予約権」という）の数
組織再編行為の効力発生日の直前の時点において本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。
- ロ. 承継新株予約権の目的である株式の種類
承継新株予約権の目的となる株式の種類は、再編対象会社の普通株式とする。
- ハ. 承継新株予約権の目的である株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、本項第(1)号に準じて決定する。

ニ. 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継新株予約権の行使に際して出資される財産は、金銭とし、その価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した組織再編行為後の行使価額に本(9)号②ハに従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。但し、本新株予約権の当初の行使価額を上限とする。

ホ. 承継新株予約権を行使することができる期間

承継新株予約権を行使することができる期間は、行使可能期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、行使可能期間の満了日までとする。

ヘ. 承継新株予約権の行使の条件及び取得事由

承継新株予約権の行使の条件及び取得事由は、本項第(5)号の定めに基づいて、組織再編行為の際に当社取締役会で定める。

ト. 譲渡による承継新株予約権の取得の制限

譲渡による承継新株予約権の取得については、再編対象会社取締役会の承認を要する。

チ. 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資金及び資本準備金に関する事項

本項第(7)号に準じて決定する。

- (9) 新株予約権証券の発行の有無 本新株予約権については、新株予約権証券を発行しないものとする。
8. 新株予約権の行使に関する特約 行使可能期間中の10連続取引日（終値のない日が当該期間内にあった場合は、当該日を除いた10連続取引日）のいずれの日においても、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が268円を上回った場合、当社は、行使すべき本新株予約権の数を指定したうえで、当社の指定する様式の書面を本新株予約権者に提出することにより、本新株予約権を行使するべき旨を指示（以下「行使指示」という）ことができ、本新株予約権者は、行使指示が行われた日から10取引日以内に、行使指示に従って、行使指示において指定された数の本新株予約権を行使しなければならないものとする。
9. 行使請求受付場所 株式会社SmartEbook.com 管理本部
10. 新株予約権の行使請求の方法 (1) 行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、行使する本新株予約権を表示し、新株予約権を行使する年月日等を記載してこれに記名捺印のうえ、新株予約権原簿管理人に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額を乗じた金額（以下「出資金総額」という）を現金にて払込取扱場所の当社が指定する口座（以下「指定口

座」 という) に振り込むものとする。

(2) 行使請求受付場所に対し行使請求に要する書類が到達した後、本新株予約権者は、これを撤回することができない。

- | | | |
|-----|--------------------|---|
| 11. | 行使請求の効力 | 本新株予約権の行使請求の効力は、第 10 項に従い行使に要する書類が行使請求受付場所に到達し、かつ、当該本新株予約権の行使に係る出資金総額が指定口座に入金された時に発生する。 |
| 12. | 行使の効力発生 | 当社は、行使の効力発生後、実務上可能な限り速やかに、当該行使にかかる本新株予約権者に対し、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。 |
| 13. | 本新株予約権の行使に係る払込取扱場所 | 株式会社三井住友銀行 福岡支店 |
| 14. | 本新株予約権の発行に係る払込取扱場所 | 株式会社三井住友銀行 福岡支店 |
| 15. | その他 | (1) 会社法その他法律の改正等により、本要項の規定中、読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講ずる。 (2) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。 (3) その他本新株予約権発行に関して必要な事項は、当社の代表取締役社長に一任する。 (4) 本要項の規定に変更が生じた場合、当社は、本新株予約権者に対し、当該変更の内容を速やかに通知する。 |

以上